

品川区障害者グループホーム整備費補助の増額について

品川区では、障害者グループホームを創設、改築または改修される際の補助を以前より行ってきましたが、令和2年度よりその補助を下記のとおり増額いたしました。

障害者グループホームの創設、改築または改修を考えられている場合等、詳細については、下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

記

1. 増額の内容

- ・増額前の補助額・・・ 740万円（上限）※1
- ・増額後の補助額・・・ 2,500万円（上限）※2

※1 東京都が定める障害者通所施設等整備費補助要綱第5項の補助基準額から都の補助交付額を控除後の事業者負担分。

※2 共同生活援助事業に要する経費の実支出額から都補助金の交付額を控除して得た額と別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない額。

別表

整備区分	延床面積区分	補助限度額（1ユニットあたり）
創設、改築または改修	延床面積が50㎡未満	5,000千円
	延床面積が70㎡未満	10,000千円
	延床面積が70㎡以上	25,000千円

2. 根拠要綱

品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱

※品川区のHPからご覧になれます。

トップページ > 区政情報 > 区政に関する資料 > 例規集 > 要綱 > 福祉部 > 障害者福祉課 > 品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱（令和2年品川区要綱第82号）

【問い合わせ先】

品川区福祉部障害者福祉課
障害給付事務係

Tel: 03-5742-7858